

八千代市共同住宅等の建築計画等に関する指針施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市共同住宅等の建築計画等に関する指針（以下「指針」という。）第9条の規定により、指針における補足及び実施について必要な事項を定めるものとする。

(建築主等の責務)

第2条 指針第4条における建築計画が決まった段階とは、概ね基本設計（案）が決まった段階を想定している。

(建築に関する努力義務)

第3条 指針第5条第1号における充分配慮した設備及び構造とは、たとえば低騒音型空調機等である。

2 指針第5条第3号における目隠し等は、共用廊下、バルコニー、敷地境界線等の場所に設置することが望ましい。

3 指針第5条第5号及び第6号における駅等とは、公共交通機関の駅及びバス停を想定している。

4 指針第5条第5号及び第6号における相当の距離とは、500m程度を想定している。

5 指針第5条第8号における周囲環境に配慮した配置とは、敷地境界線から共同住宅等建築物までの距離のことであり、1m程度離して計画することを推奨している。

6 指針第5条第8号における周囲環境に配慮した形態とは、高さ（階数）に対する配慮であり、用途地域による指定が低層住居専用地域の場合で、計画敷地の周囲にある建築物の多くが2階建ての場合、周囲環境との調和を配慮し、2階建てとして計画することを推奨している。

7 指針第5条第8号における周囲環境に配慮した色彩とは、原色や蛍光色（極端な色使い）を避け、周囲環境との調和を図ることを推奨している。

(管理に関する努力義務)

第4条 指針第6条第2号による表示板について、第1号様式の内容が包含された表示板については、様式によらないものとするができる。

(届出、報告)

第5条 指針第8条第1項及び第2項による届出書及び報告書の提出があった場合は、届出書については共同住宅等管理者台帳（届出書）（要領第1号様式）、報告書については共同住宅等管理者台帳（報告書）（要領第2号様式）に記録する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。